

# 青森県報

号外第五十一号

平成二十五年  
六月二十八日  
(金曜日)

## 目 次

### 規 則

青森県道路法施行細則の一部を改正する規則……………(道 路 課) ……一

### 訓 令

技能職員等の給与の特例に関する規程……………(人 事 課) ……一

### 教育委員会

臨時職員の給与の特例に関する規程……………(職 員 福 利 課) ……二

## 規 則

青森県道路法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十五年六月二十八日

青森県知事 三 村 申 吾

青森県規則第二十七号

青森県道路法施行細則の一部を改正する規則

青森県道路法施行細則(平成二十五年三月青森県規則第八号)の一部を次のように改正する。  
第十号第十九号中「第七条第十号」を「第七条第十二号」に改める。

## 附 則

この規則は、公布の日から施行する。

## 訓 令

青森県訓令甲第十四号

庁 中 一 般  
各 出 先 機 関

技能職員等の給与の特例に関する規程を次のように定める。

平成二十五年六月二十八日

青森県知事 三 村 申 吾

技能職員等の給与の特例に関する規程

技能職員等の給与の特例に関する規程(平成十四年三月青森県訓令甲第十六号)の全部を改正する。

平成二十五年七月一日から平成二十六年三月三十一日までの間における技能職員等の給与に関する規程(昭和三十六年一月青森県訓令甲第一号)第二条に規定する給料表の適用を受ける職員の給料月額、同条から第五条まで、技能職員等の給与に関する規程等の一部を改正する訓令(平成十八年三月青森県訓令甲第二十一号)附則第七項及び第八項並びに技能職員等の給与に関する規程の一部を改正する訓令(平成二十一年三月青森県訓令甲第九号)附則第七項及び第八項の規定にかかわらず、これらの規定による給料月額から当該給料月額に百分の七・七を超えない範囲内で別に定める割合を乗じて得た額(その額に一円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額)を減じた額とする。

## 附 則

この訓令は、平成二十五年七月一日から施行する。

教 育 委 員 会

青森県教育委員会訓令甲第九号

庁 内 一 般  
教 育 事 務 所  
各 関 係 学 校  
臨時職員の給与の特例に関する規程を次のように定める。

平成二十五年六月二十八日

青森県教育委員会

臨時職員給与の特例に関する規程

平成二十五年七月一日から平成二十六年三月三十一日までの間における臨時職員の給与に関する規程（昭和三十六年七月青森県教育委員会訓令甲第八号）第二条に規定する職員の給料月額、第四条及び第四条の二の規定にかかわらず、これらの規定による給料月額から当該給料月額に百分の四・七一を乗じて得た額（その額に一円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）を減じた額とする。ただし、職員の退職手当に関する条例（昭和二十八年十二月青森県条例第六十二号）の規定による退職手当の額の算出の基礎となる職員の給料月額は、これらの規定による給料月額とする。

附 則

この訓令は、平成二十五年七月一日から施行する。

（発行所・発行人）  
青森市長島二丁目一番一号  
青森県

（印刷所・販売人）  
青森市第一問屋町二丁目番七七号  
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行  
定価小口一枚二付十五円一銭